

これ以上の死亡災害を発生させないために

令和3年5月28日

6月1日から、「令和3年度全国安全週間」の準備期間が始まります。「全国安全週間」は、昭和3年から中断することなく続けられてきた、大変伝統のあるものです。この間、労使が協調して労働災害防止対策を進め、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現に尽力してきました。

しかし、直近の長野県内の状況は大変厳しいものです。この非常事態を打破するためには、県内の皆さんに広くこの状況をご認識いただき、「全国安全週間」を契機として労働災害防止への取組を一層強化していただく必要がございますため、私からこのようなメッセージを公表する次第です。

4月末時点で、労働災害による死亡者が9人と、これは近年と比較すると大変大きな数字ではありますが、これが本当に憂慮すべき数字なのか、疑問を感じる方もいらっしゃるかもしれません。しかし、仕事をしていて命を落とすということ、これは決してあってはならないことであり、この数字は本来ゼロを目指さなくてはならないものです。

「死んでしまったら何も意味がない、安心・安全に働く職場こそすべての基本」。

これは、私が労働行政に携わらせていただく中で、最も大切にしてきた価値観の一つです。約40年にわたって、ずっと胸に抱いてきた思いです。

一人一人の働く人の向こうには、大切な家族や仲間がいて、たくさんの笑顔があります。大切な人が突然いなくなること、それは想像するだけでもつらさがこみ上げてきます。だから、ゼロを目指したい、これ以上の被災者を出したくないのです。

長野労働局では、6月から、労働災害防止のための監督指導・個別指導を強化して実施することとします。しかし、これ以上の死亡災害の発生を防ぐためには、皆さまの取組が不可欠です。

「全国安全週間」は、「人命尊重」を基本理念としています。働く人の命を守るために、この「全国安全週間」を機に、皆さまの職場を総点検していただき、改めて労働災害防止対策を徹底していただくようお願い申し上げます。

長野労働局長 小野寺 喜一



長野労働局発表（03-8）

令和3年5月28日

担当	長野労働局労働基準部
	健康安全課長 金子隆太朗
	健康安全課長補佐 坂野 弘治
	TEL 026-223-0554 FAX 026-223-0591

**「令和3年度全国安全週間」に、
労働災害防止のために職場を総点検しましょう
～ 令和3年、すでに前年同月比3倍の9人が亡くなっています～**

令和3年に入ってからの長野県内の休業4日以上の労働災害死傷者数は、4月末時点で609人と、対前年同月比で約3割増加しています。その上、死亡者数に至っては9人と、前年同月の3人から大幅増加しており、非常事態ともいえる状況です。

令和3年度も「全国安全週間※」が、6月1日～30日を準備期間、7月1日～7日を本週間として実施されますので、これを機に職場における安全意識の高揚を図るとともに職場内を総点検し、労働災害防止対策を改めて徹底しましょう。

※全国安全週間：「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、昭和3年から一度も中断することなく続けられ、今年で94回目を迎えるもの。令和3年度のスローガンは、「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」。

<死亡災害の撲滅に向けて>

4月末時点で、すでに昨年1年間の死亡者数である16人の半数を超える、9人の尊い命が労働災害により失われています。各事業場では、「働く方々の一人一人はかけがえのない存在であり、働く場において一人の被災者も出さない」という理念に立ち返り、死亡災害の撲滅に向けて労働災害防止対策を今一度徹底することが必要です。

令和3年度全国安全週間実施要綱では、各事業場の実施事項として、

- ①経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思統一と安全意識の高揚
- ②安全パトロールによる職場の総点検の実施

等が掲げられています。これらの事項を実施して、死亡災害を撲滅し、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指しましょう。【資料1】

長野労働局としても、各事業場における労働災害防止対策を徹底するため、6月からは労働基準監督署における監督指導・個別指導を一層強化して重点的に実施します。なお、重大・悪質な事案については司法処分も含め、厳正に対処します。

<局長メッセージ>

令和3年すでに9人の尊い命が失われていることを受けて、これ以上の死亡災害の発生防止に向けた局長メッセージを公表します。【資料2】

また、6月23日には、局長等による安全パトロールを行います。詳細については、後日改めて発表します。

<死亡災害の防止のために>

死亡災害になりやすい災害とその防止のためのポイントは以下の通りです。

1 高所からの「墜落・転落」災害防止対策

- ・ 高所で作業を行う場合には、足場の設置等により作業床を設けるとともに、その作業床の端、開口部には堅固な囲い、手すり等を設けること
- ・ 上記作業床を設置することや、作業床に囲い、手すりを設けることが困難な場合は、防網を張り、墜落制止用器具を着用させること

を法令にもとづき必ず行いましょう。

2 動力機械設備への「はさまれ・巻き込まれ」災害防止対策

- ・ 動力機械の原動機、回転軸、歯車、ブーリー、ベルト等の「はさまれ」または「巻き込まれ」の危険を及ぼすおそれのある部分には覆い、囲い等を設け、身体の一部が危険域に届かないよう防護すること
- ・ 機械の掃除、注油、検査、修理または調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること

を法令にもとづき必ず行いましょう。

3 「交通労働災害」防止対策

- ・ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」【資料3】
- にもとづく対策を講じましょう。

<その他の労働災害の防止のために>

長野県内におけるこれまでの労働災害の発生状況を踏まえ、長野労働局から今回さらに対策を呼びかける事項は以下の通りです。

1 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

事業場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、

- ・ 厚生労働省作成のパンフレットやチェックリスト【資料4、資料5】
- ・ 長野労働局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談センター」【資料6】

を活用し、対策を講じましょう。

2 転倒災害防止対策

労働災害全体の約3分の1を転倒災害が占め、前年同月比でも増加傾向にあるため、

- ・ 転倒の危険をチェックするためのチェックリスト【資料7】
- を活用し、対策を講じましょう。

3 高年齢労働者の労働災害防止対策

ここ数年、60歳以上の高年齢労働者の死傷者が全体に占める割合が、3割近い高水準で推移しており、令和3年になってからも同様の傾向が続いているため

- ・ エイジフレンドリーガイドライン【資料8】
- にもとづく対策を講じましょう。

【添付資料】

- 資料1 令和3年度全国安全週間実施要綱
- 資料2 局長メッセージ
- 資料3 交通労働災害を防止しましょう（パンフレット）
- 資料4 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！（パンフレット）
- 資料5 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト
- 資料6 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を全国の都道府県労働局に設置しました（リーフレット）
- 資料7 3つの転倒予防（リーフレット）
- 資料8 エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）（パンフレット）
- 資料9 令和3年 労働災害発生状況（4月末現在速報）

※ 資料は、添付を省略させていただきます。

（長野労働局ホームページ「ニュース&トピックス→報道発表資料」に全てを掲載しましたので御確認下さい）